特定装置の種類	規則番号
一～五の十　（略）	（略）
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	第百三十四号第百四十六号
五の十二～十三の二　（略）	（略）
十三の三　第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第九改訂版
十三の四～十四の二　（略）	（略）
十四の三　第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	第百二十九号第三改訂版
十五～三十八　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～五の十　（略）	（略）
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	第百三十四号
五の十二～十三の二　（略）	（略）
十三の三　第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第八改訂版
十三の四～十四の二　（略）	（略）
十四の三　第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	第百二十九号第二改訂版
十五～三十八　（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。ただし、第五条の表の改正規定（同表第五号の十一に係る部分を除く。）は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（平成三十一年八月三十一日以前に行われたものに限り、四席以上連続した座席を有する自動車に備える座席ベルト取付装置（腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が三百五十ミリメートル以上である座席ベルト取付装置を除く。次項において、「特定座席ベルト取付装置」という。）に係るものに限る。）は、平成三十七年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（特定座席ベルト取付装置に係るものを除く。）は、新規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条、自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項及び第三十八条の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第八号及び同条第二項の表第五号上欄中「限る。）」の下に「（施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）」を、同項の表第十二号及び表第十三号上欄中「新規検査」の下に「の申請書」を、「変更がある場合に限る。）」の下に「（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行うときを除く。）」を、同条第六項中「とき」の下に「（施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）」を加える。

第三条第一項の表第二号上欄に次のように加える。

ハ　軽自動車検査協会により軽諸元欄事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合

第三条第一項の表第五号上欄中「限る。）」の下に「（第三号の申請と同時に申請する場合であつて、軽自動車検査協会により軽諸元欄事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。）」を、同条第三項中「場合」の下に「（軽自動車検査協会により当該事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事項

第三条第四項中「とき」の下に「（軽自動車検査協会により当該事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行うときを除く。）」を加える。